

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、継続的に企業価値を高めるため、経営の効率化、判断の迅速化をすすめるとともに、経営チェック機能の充実ならびに適時適切な情報開示を行い、経営の透明性を高めることを重要な課題と位置付けております。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主に十分に配慮し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を進めていきます。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスなどの非財務情報についても、自主的に、明快な説明を行うべく、経営陣自らバランスの取れた、分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組んでいきます。

(4) 取締役会等の責務

当社の取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。
・取締役会は、経営理念を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行う。
・内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣によるリスクテイクを適切に支えます。当社は、監査役会設置会社として、監査役の独立性・独任制、常勤監査役といった監査役制度のメリットをいかしつつ、過半数を独立社外監査役に構成する監査役会により取締役の職務の執行を監査しています。

(5) 株主との対話

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、IR担当部署を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。
当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

[対象コード]

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

[原則1－4. 政策保有株式]

当社は、上場株式を新規に政策保有する場合、もしくは既に政策保有している場合については、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを取締役会において検証し、確認した上で新規保有や継続保有を判断し、その意義が乏しいと判断する株式については縮減します。また、当社では、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを当社判断基準として議決権の行使を行います。なお、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査する方法につき、今後検討してまいります。

[補充原則4－1－2] (中期経営計画)、[原則5－2. 経営戦略や経営計画の策定・公表]

当社は、具体的な中期経営計画、中期的な業績予想を掲げることは行っておりませんが、中期目標数値を設定しております。
また、前年実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。

[補充原則4－2－1] (業績連動報酬)

当社は、長期安定的に業績が推移しており、業績連動報酬は採用していません。現在は自社株報酬の導入が決定しており、また、役員報酬の一部を継続して役員持株会に抛出し、一定の当社株式を取得保有することを通じて企業価値の向上を意識した経営を促しています。

[補充原則4－10－1] (任意の仕組みの活用)

当社は、監査役会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、取締役会機能の独立性、客観性及び説明責任の強化のため、半数以上を独立社外取締役に構成する報酬委員会を設置しております。また、今後は指名や報酬などの特に重要な事項の検討に際し、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、委員会から適切な関与・助言を得ていきます。

[原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役会は、商事部門、ホテル部門など各コア事業に精通した業務執行取締役等と弁護士、公認会計士である社外取締役で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための適正な規模で構成されていると認識しております。今後につきましては、ジェンダーや国籍、職歴や年齢といった多様性から生じる適切な監督や監査の重要性を認識し、適正規模を考慮したうえで検討を進めてまいります。

〔補充原則4-11-1〕（取締役のスキル等のバランス、多様性）

当社の取締役会は、実効性のある議論を行うのに適正な規模、また、各事業に伴う知識・経験・能力等のバランスを考慮し、多様性を確保した人員で構成する事を基本的な考え方としています。当社の経営理念、経営戦略をもとに、取締役の選任については、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して選定します。なお、各取締役の有するスキル等の組み合わせを表したスキル・マトリックスの開示及び、他社経営経験を有する独立社外取締役の選任につきましては、引き続き検討してまいります。

〔補充原則5-2-1〕（経営戦略や経営計画の策定・公表）

当社は、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況につきまして、経営戦略等の策定・公表に際しわかりやすく示すよう、取締役会において検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〔原則1-7. 関連当事者間の取引〕

当社は、当社役員との利益相反取引が発生する場合は、法令等の定めに従い、取締役会等にて承認、確認等を行うこととしています。また、主要株主との取引が発生する場合は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

〔補充原則2-4-1〕（社内の多様性の確保）

当社は、女性・外国人・中途採用者の中核人材への登用等、多様性の確保の重要性を認識しております。管理職への登用は、性別・国籍・中途採用等の別にとらわれず、基準を満たす人材に資格を与える事を方針としております。女性の活躍推進に向けては、職種による男女比の偏り改善、個々のスキルアップを意識し、管理職における女性比率向上に努めてまいります（目標20%：2025年4月時点12.6%）。なお、外国人および中途の採用につきましては必要に応じ実施するものとし具体的な目標設定は行っておりません。

〔原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社は、企業年金を有していないため、財政状態への影響はありません。

〔原則3-1. 情報開示の充実〕

(i) 当社の経営理念等は、当社ホームページ、決算短信等にて開示しています。（<https://yuasa-funashoku.com/>）

(ii) コーポレートガバナンスの基本方針は本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しています。

(iii) 取締役の報酬は固定報酬及び株式報酬とし、取締役会から諮問を受け、任意の会議である報酬委員会において、その適切性等について検討し、答申を行い、取締役会において決議します。

(iv) 取締役・監査役候補の指名は、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、任意の会議である報酬委員会において、その適切性等について検討し、答申を行い、取締役会において決定します。なお、監査役については、監査役会の同意を得ています。

(v) 各取締役・監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示します。

〔補充原則3-1-3〕（サステナビリティに関する情報開示の充実）

当社は、サステナビリティに関連した課題対応は、企業価値向上の観点から経営戦略の重要な構成要素として認識しております。自社におけるサステナビリティへの取り組みは、有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」にて記載しておりますのでご参照ください。また、人的資本や知的財産への投資等の重要性が指摘されている点も踏まえ、経営課題との整合性も考慮し進めてまいります。

〔補充原則4-1-1〕（経営陣に対する委任範囲の明確化および開示）

取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項（株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式等に関する事項、一定規模を超えるM&A・投融資に関する事項）およびあらかじめ取締役会で定めた取締役会規程に規定する事項を決議し、その他の業務執行（その主なもの取締役会規程の別紙に定める報告事項）については取締役会で定めた管掌業務にもつき各業務執行取締役にその決定を委任しています。

〔原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

〔補充原則4-11-2〕（取締役・監査役の兼任状況の開示）

取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知等で開示しております。

〔補充原則4-11-3〕（取締役会全体の実効性の分析・評価及びその概要の開示）

取締役会は、毎年4月から6月にかけて、各取締役による取締役会の自己評価を実施します。また、社外取締役との間で、毎年1回取締役会の運営状況について意見交換を実施し、取締役会の実効性の更なる強化につなげるべく、取締役会運営の見直しを行っております。2024年度、取締役会は12回開催され、経営戦略やコーポレートガバナンス、設備投資等の様々な経営課題、業務執行について活発な議論が行われました。現在の当社取締役会は実効性があるものと評価しています。

〔補充原則4-14-2〕（取締役・監査役のトレーニングの方針の開示）

当社では、取締役・監査役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施していきます。また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っています。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、費用の支援を行います。

〔原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つよう努めてまいります。建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

- ii. 当社では、IR担当取締役が経営企画室、経理部、総務部等のIR活動に関連する部署を統轄し、日常的な部署間の連携を図っています。
- iii. 総務部にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、決算説明を半期に1回、IR担当取締役が説明を行っています。
- iv. それらの結果は、IR担当取締役が必要に応じ、取締役会や経営幹部会へフィードバックしています。
- v. また、投資家との対話の際は、決算説明やスモールミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わるテーマを対話の軸とすることにより、インサイダー情報管理に留意しています。

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応]

記載内容 更新	取組みの開示 (初回)
英文開示の有無	無し

該当項目に関する説明 更新

当社グループは、ROE、PBRを重視しつつ、企業価値を継続的に高めていく事が経営上の最重要課題だと認識しております。売上高、売上総利益額、営業利益の経営指標を重視し、2025年3月期有価証券報告書「第2 [事業の状況] 1 [経営方針、経営環境及び対処すべき課題等]」に記載のとおり、それぞれの事業特性に合わせた取り組みを行っております。

上記指標について具体的な目標時期や目標数値は定めておりませんが、単年度の計画を公表し着実に達成していく方針であります。

現時点において、経営指標の目標値と連動させておりませんが、社内では適正な経営資源配分を協議しており、適切な資本コストを踏まえた上で、経営計画の策定や投資判断に向け検討してまいります。また、成長投資（設備投資、既存事業に対する戦略投資）、M & A、自己株式取得を実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
光通信株式会社	425,300	9.63
昭和産業株式会社	334,500	7.58
株式会社UH Partners 2	332,200	7.52
株式会社榎本武平商店	240,400	5.44
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	228,000	5.16
株式会社千葉銀行	219,338	4.97
株式会社千葉興業銀行	219,290	4.96
双日食料株式会社	211,149	4.78
損害保険ジャパン株式会社	149,594	3.39
日本生命保険相互会社	118,518	2.68

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月

業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
和氣 満美子	弁護士											
足立 政治	公認会計士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和氣 満美子	○	----	弁護士としての資格を有しており、その知識と経験を当社の経営に活かしていただくため。 また、当社および当社子会社との利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
足立 政治	○	----	公認会計士の資格と監査経験を有しており、その知識と経験を当社の経営に活かしていただくため。 また、当社及び当社子会社との利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、委員の半数以上を社外取締役で構成する報酬委員会へ諮問し、答申を受けたいえ取締役会で決議します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期ごとの打ち合わせ会において、相互の情報交換・意見交換を行うなど連携しており、監査の実効性の向上をめざしております。
また、監査役と内部監査部門（監査室）は、四半期ごとの打ち合わせ会に加え、必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行うなど連携しており、監査の実効性の向上をめざしております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
細貝 隆之	他の会社の出身者										△			
池田 成樹	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細貝 隆之		株式会社千葉銀行の出身者であります。	金融機関での経験が豊富であり、財務、会計に相当程度の知見を有しております。
池田 成樹		株式会社千葉興業銀行の出身者であります。	金融機関での経験が豊富であり、財務、会計に相当程度の知見を有しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、固定報酬及び株式報酬としております。また、取締役報酬の一部を役員持ち株会に拠出して一定の当社株式を保有することを通じて企業価値の向上を意識した経営を促しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告において、取締役報酬の総額を開示しております。2025年3月期に取締役を支払った報酬等の総額は、9名、130百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含んでおりません)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、報酬委員会へ諮問し答申を受けたうえで取締役会で決議しており、内容は以下のとおりであります。

取締役の個人別の報酬等の内容又はその算定方法に関する方針

- (1) 株主総会決議で、取締役全員の報酬等の総額の上限を定め、その総額の上限枠内で、個人別の報酬等の内容の決定を取締役に一任しております。
- (2) 取締役の報酬等は、固定の金銭報酬及び非金銭報酬(譲渡制限付株式)としております。ただし、非金銭報酬は社外取締役を対象から除いております。
- (3) 事業年度開始以降、6月に開催する取締役会までに、当期間(同年7月分から翌年6月分まで)の取締役の個別の金銭報酬の具体的金額及び非金銭報酬(譲渡制限付株式)の割当株式数について、報酬委員会に諮問し答申を受け、株主総会から1ヵ月以内に開催する取締役会にて決議いたします。
- (4) 報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等の額について、当期間(同年7月分から翌年6月分まで)の取締役の個人別の地位、担当及び重要な兼職等を考慮することとしております。
- (5) 現段階では、業績連動報酬等、非金銭報酬等、会社法施行規則第98条の5第1号の報酬等の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定はしないことといたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部の各部署(総務部、経理部、監査室)から情報伝達、取締役会開催に際しての事前説明。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行については、公正で透明性の高い経営を実現するために、取締役会を毎月開催し担当取締役より業務執行に関する報告を受け重要事項を審議するとともに、役付取締役で構成される常務会及び役付取締役、各本部長で構成される本部長会議を原則毎月2回開催し、業務全般にわたる迅速な意思決定と情報の共有化を図っております。

監査・監督については、経営チェック機能としては監査役設置会社であり、社外監査役2名を含む3名の監査役が毎月取締役会に出席するとともに独自に監査を実施するなど取締役の業務執行の状況を監査し、定例及び随時の監査役会において意見交換を行うなど、経営監視は有効に機能していると考えております。

内部監査の組織としては、監査室を設置しており、各部門、工場などの監査を定期的の実施し、チェック・指導する体制をとっております。

また、会計監査については、仰星監査法人が選任されており、2025年3月期の監査業務を執行した公認会計士は、原伸夫と吉田延史の2名、監

査業務に係る補助者の構成は公認会計士11名、公認会計士試験合格者等5名であります。
監査役会、会計監査人及び内部監査部門（監査室）とは、四半期ごとの打ち合わせ会に加え、必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行うなど連携をしており、監査の実行性の向上に努めており、現状の体制において、有効に機能していると考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成されており、取締役の業務執行を牽制するとともに、内部監査部門等と連携を図り経営状態を監視しております。当社は、これら体制により、適正な企業統治が確保されているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知発送日 2025年6月5日 定時株主総会開催日 2025年6月27日
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
その他	従来通りの招集通知を書面作成し株主へ送付、東京証券取引所ウェブサイト及び当社ホームページに掲載しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他開示資料、決算ハイライト、株式の状況を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部のIR担当取締役及び総務部が担当しております。	
その他	格付機関の定期的レビューを受けております。 また、アナリスト等からの説明要請があった際は、随時個別対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全、地球温暖化防止のための取組みとして、太陽光発電設備の導入、ハイブリッド車導入の促進、クールビズの実施、帳票類の再生紙使用等を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 当社の内部統制システムに関する体制についての整備状況は次のとおりです。
- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は法令遵守、企業倫理を念頭に置き、コンプライアンスマニュアル、行動規範に基づいて、職務を執行する。
 - (2) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告する。
 - (3) 社外監査役による客観的な視点からのアドバイスを通じて、取締役会は適正な判断を行う。
 - (4) 取締役は、他の取締役の法令及び定款違反の行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役会、コンプライアンス委員会に報告する等体制を強化する。
 - (5) 反社会的勢力には、毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わないという方針のもと、対応部署及び不当要求防止責任者を定め、地元警察署及び顧問弁護士等の外部専門家と連携をとりながら、反社会的勢力との取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備、構築する。
 - 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書、協議書その他の業務の執行状況を示す主要な文書の取扱いに関しては、文書管理規程に従い保存管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業活動における様々なリスクを想定したリスク管理規程を整備し、取締役及び使用人に各リスク認識を周知徹底し、リスク発生の未然防止に努める。
 - (2) 大規模な事故や災害等、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応をとり、損害の拡大を抑え、正常な状態への回復に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回開催し、担当取締役より業務執行に関する報告を受け、重要事項を審議するとともに、役付取締役で構成される常務会及び役付取締役、各本部長で構成される本部長会議を原則毎月2回開催し、業務全般にわたる迅速な意思決定と情報の共有化を図る体制をとる。
5. 使用人の職の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンスマニュアル、行動規範に基づいて職務を遂行する。
 - (2) 公益通報者保護法に基づいた内部通報制度を制定し、万一コンプライアンス違反があった場合は誰でも報告できる体制を作る。
6. 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

独立した事業会社として自主性を尊重するものの企業集団としての業務の適正を確保するために、関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、子会社は子会社協議・報告基準に基づいて当社へ協議・報告する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、速やかに対応し、補助担当者を充当する。
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助担当者は監査役がその職務を補助する業務については、取締役の指揮命令系統から外れ、独立性を保つ。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は取締役会にて、常勤監査役に報告し、常勤監査役は監査役会でその他の監査役に報告する。その他必要に応じ、随時、取締役は常勤監査役に報告し、常勤監査役はその他の監査役に報告する。
10. その他の監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合に関する事項

監査役はいつでも必要に応じ、取締役及び使用人に対して報告を求め、調査を要請できるものとする。
11. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、関係する諸規程を継続的に整備するとともに、会計基準その他関連する法令に適切に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ユアサ・フナシヨクグループ「行動規範」において、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない旨定めております。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

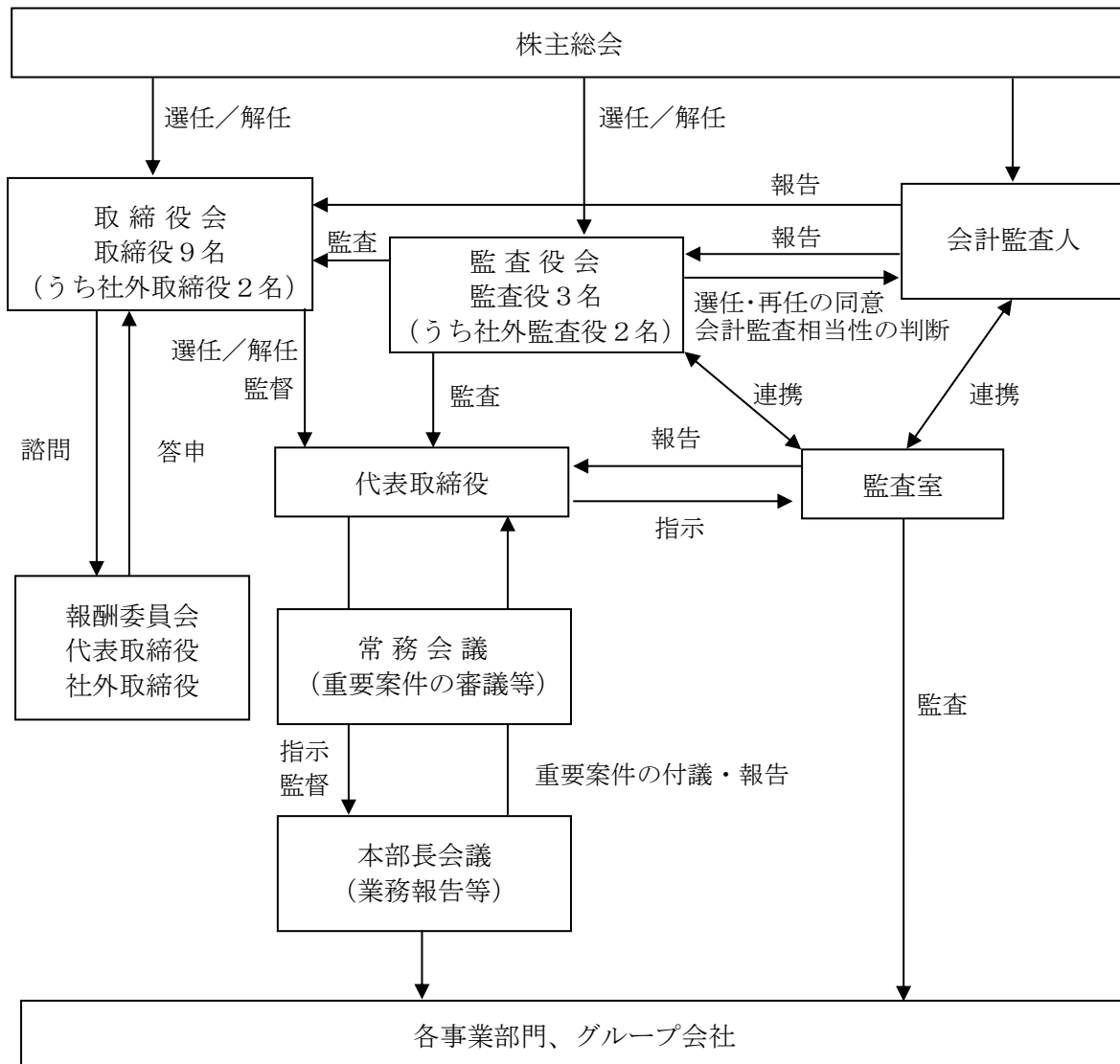
当社の会社の支配に関する基本方針は、次のとおりです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株式市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付け、またはこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて判断されるべきものと考えております。ただし、当社は株主共同の利益確保と企業価値の毀損防止の観点から、大規模買付行為を行う者については、当社の財務及び事業の方針を決定する者としての是非を適切に判断する必要があると考えております。

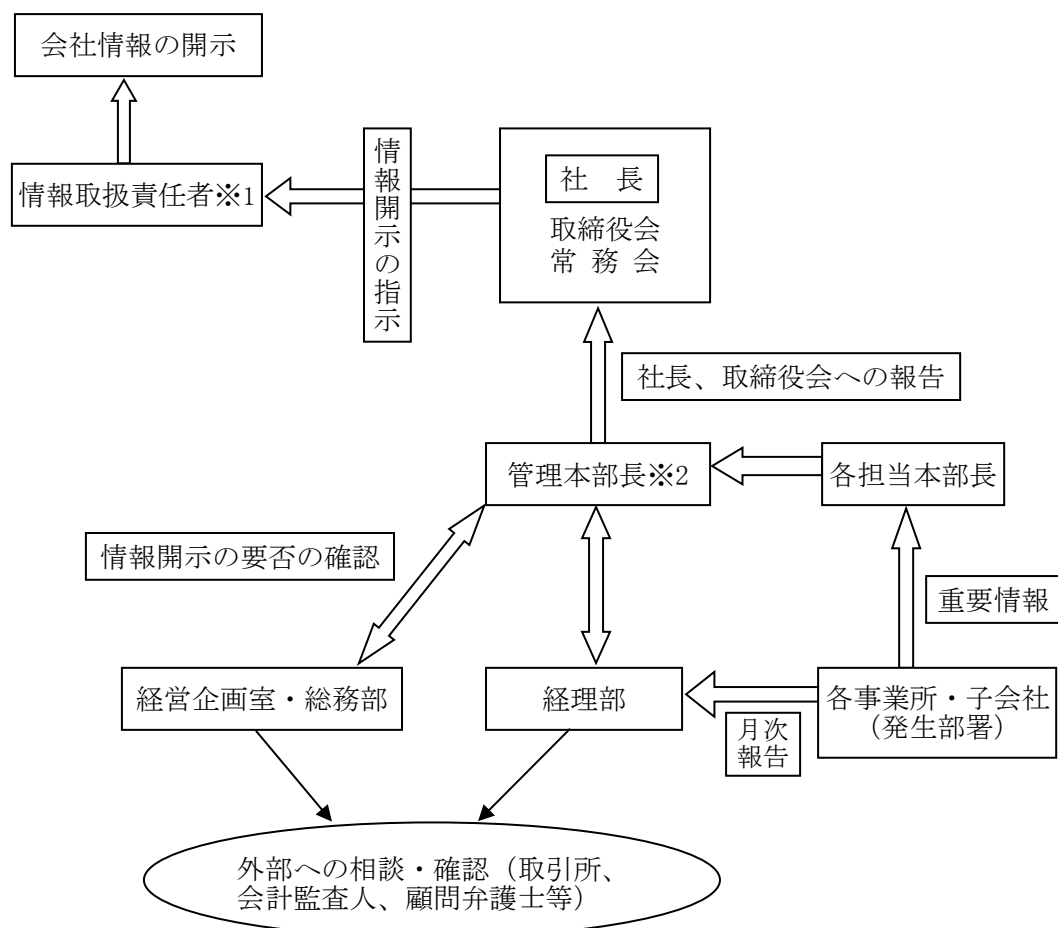
当社は、引き続き中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。また、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】



※1 情報取扱責任者は、管理本部長である。

※2 管理本部長は、取締役に委嘱されており、取締役会・常務会に出席している。

(注) 決定事項に関する情報は、取締役会または常務会の承認を得て適時開示しており、発生事実に関する情報は、取締役会または常務会に報告し、適時開示しております。

以 上